

令和7年度 魚沼市ふるさと回帰育英奨学生追加募集要項

市内の将来ある若い世代のために活用してほしいと寄付を受け、魚沼市の発展に寄与する人材育成を図るための修学支援として、魚沼市ふるさと回帰育英基金を設置しました。

学業意欲が高く、卒業後、魚沼市に居住する意志がある学生に育英奨学金を貸与します。

なお、魚沼市に居住する期間が貸与期間の1.25倍の期間を経過したとき、育英奨学金返還金の免除を受けることができます。

1 採用予定人数 若干名

2 申込資格

(1) 貸与申請時において、保護者が1年以上前から魚沼市に居住しており、次の各号の国内の学校等に在学している方。

- ① 大学、短期大学（学校教育法に定めるもの。）
- ② 専修学校専門課程（学校教育法に定める、修業年数2年以上の学校に限る。）
- ③ 高等専門学校第4学年以上
- ④ その他、市長が認める学校等

(2) 日本学生支援機構第一種（無利息）（※）、新潟県及び他の公共団体の奨学金の予約奨学生として採用決定されていない方及び同団体等の奨学金を現に受けていない方。

(3) 「魚沼市奨学金」と「魚沼市医師等修学資金」の奨学生として採用決定されていない方及び奨学金を現に受けていない方。

（※）日本学生支援機構第二種奨学金（利息付）は魚沼市奨学金と重複しての借りが可能です。

3 育英奨学金の貸与月額及び利息

大学、短期大学、専修学校、高等専門学校 50,000円（無利息）

4 貸与期間

令和7年4月分から、在学している学校等の最短修業年限の終期までとする。

5 提出する書類

◇下記(4)、(5)は、共通書類です。

魚沼市奨学金と併願申請する場合、共通書類は1通提出してください。

(1) ふるさと回帰育英奨学金貸与申請書（様式第1号）

(2) 推薦調書（本人開封無効）（様式第2号）

現在在学している学校長より推薦を受けてください。

(3) 作文

卒業後、魚沼市に居住し貢献・活躍したいという志を記述した作文（400字詰原稿用紙2～3枚程度）

(4) 住民票謄本（世帯員全員が記載されているもの。本籍表示不要、続柄は記載のこと。）

(5) 在学証明書

6 申込期間

令和7年5月30日（金）まで

7 提出先

教育委員会事務局 学校教育課（本庁舎3階）に提出してください。

8 貸与決定

貸与決定者には、貸与決定通知を送付しますので下記「9」の借用証書等を提出してください。

9 借用証書の提出と連帯保証人

育英奨学金貸与を受ける際に、「奨学金借用証書」を提出していただきます。本人及び連帯保証人2人の自書と、連帯保証人は実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

連帯保証人のうち1人は保護者とし、他の1人は、原則として魚沼市内に住所を有し、連帯保証人である保護者と世帯を別にし、独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有する65歳未満の方とします。

必要な書類については、貸与決定通知時に提出のお知らせを同封します。

10 育英奨学金の貸与時期

初回は、4月から初回支給月までの奨学金を振り込みます。翌月以降は、毎月25日に振り込みます。翌年度以降は、毎年4月分5月分とあわせて5月25日に貸与します。

（金融機関の休日にあたる場合は、直前の営業日）

11 育英奨学金の返還について

(1)返還免除

卒業後、直ちに魚沼市に居住し、その居住期間が貸与期間の1.25倍に相当する期間に達したときに育英奨学金返還金の免除を受けることができます。

〔居住期間の例：大学4年間貸与を受けた場合の居住期間は5年、

専修学校2年間貸与を受けた場合の居住期間は2年6ヶ月〕

(2)返還猶予

返還免除を受けるための猶予期間中は、毎年4月末までに4月1日現在の状況を定住状況報告書にて、報告していただきます。

報告に虚偽が判明した場合、直ちに一括で返還していただきます。

(3)返還

次の場合は、貸与を受けた額を、原則、一括返還していただきます。

①大学等を卒業後、直ちに魚沼市に居住しなかったとき。

②魚沼市に居住後、育英奨学金の貸与を受けた期間の1.25倍に相当する期間居住しなかったとき。

③大学等を退学したとき。

- ④育英奨学金を必要としなくなったときや在 schools で処分を受け、学籍を失ったときなど貸与を廃止されたとき。
- ⑤育英奨学金を辞退したとき。

12 問い合わせ先

〒946-8601 魚沼市小出島 9 1 0 番地（本庁舎 3 階）

魚沼市教育委員会事務局 学校教育課 奨学金担当

電話：（0 2 5）7 9 3-7 4 5 2 FAX：（0 2 5）7 9 2-1 2 6 1

E-mail gakkokyoiku@city.uonuma.lg.jp